

災害時における避難所としての施設使用に関する協定書

令和 8 年 6 月

旭 川 市

アイラーセン・ジャパン合同会社

災害時における避難所としての施設使用に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）とアイラーセン・ジャパン合同会社（以下「乙」という。）は、甲の市域において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、乙の所有する施設を避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域に災害が発生した場合又は発生のおそれのある場合について、甲の要請により乙の所有する施設の一部を避難所として使用すること及び甲の行う災害対策に乙が協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（避難所としての周知）

第2条 甲は乙の所有する施設を法第49条の7第1項に基づき指定避難所として指定し、地域住民に周知するものとする。

（使用の申請等）

第3条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が所有する施設を甲が避難所として使用する必要があると認めるときは、甲の申請により、次の施設の一部提供に関して、業務運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（1）使用施設

所在地 旭川市西神楽3線25号

施設名 アイラーセン・ファクトリー

（2）使用範囲

乙が使用を認めた場所

2 甲は、乙に避難所としての使用申請を行うときは、施設使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

(申請に基づく措置等)

第4条 乙は、甲から前条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が必要と認められるときは、施設使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の使用条件に基づき、施設を使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可するときは、使用料を無償とする。

3 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講ずるものとする。

4 使用許可施設への避難誘導は、甲が行うものとする。

(使用期間)

第5条 乙が所有する施設の使用期間は、地域の被害状況等を鑑みながら、甲と乙の協議により決定する。

(使用許可の取消し又は変更等)

第6条 乙は、次の各号に該当するときは、第4条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

(1) 乙が、本来の目的に供するため施設を使用する必要性が生じたとき。

(2) 甲に、この協定に違反する行為が認められるとき。

(使用上の注意事項)

第7条 甲は、使用許可施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(避難所使用に伴う毀損と補償)

第8条 甲は、避難所としての使用によって、設備、建物等を毀損した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

2 甲は、前項の毀損（避難者の故意又は過失によるものを含む。）について、乙に対し、実際に発生した損害額を全額補償するものとする。

(原状回復業務)

第9条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状回復に要する費用は、甲の負担とする。

(経費の負担等)

第10条 避難所としての使用に伴う経費については、甲の負担とする。また、乙の業務運営に損害が生じた場合は、甲が補償する。

(管理者責任)

第11条 施設等に地域住民等が避難した際に発生した事故等により、避難者の生命及び財産に損害が生じた場合、乙は、民法その他の法律による損害賠償の責任を負う場合を除き、一切責任を負わないものとし、避難者から乙に対して訴訟が提起された場合、甲の責任と負担によりこれを解決するものとする。

2 余震その他の二次的災害により、使用許可施設に損壊等が生じ、避難者の生命及び財産等に損害が生じた場合についても、前項と同様とする。

3 前2項について、甲は地域住民に対し周知に努めるものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(備蓄品の保管)

第13条 甲は、乙の承認の下に災害時に必要な備蓄品を施設内に保管し、管理することができる。

(標識の整備)

第14条 甲は、乙の承認の下に指定避難所の標識を施設内に整備することができる。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(有効期間)

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲及び乙が書面をもって、相手方に対して協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年6月17日

甲 旭川市7条通9丁目
旭川市
旭川市長 今津寛介

乙 旭川市神楽岡10条3丁目3番21号
ガーデンハウスA
アイラーセン・ジャパン合同会社
代表社員 エヌ・アイラーセン・エーエス

別紙様式 1

年 月 日

アイラーセン・ジャパン合同会社

代表社員

様

申請者 住所 旭川市 7 条通 9 丁目
旭川市長

施 設 使 用 許 可 申 請 書

次のとおり、貴社の施設を使用したく、関係資料を添付して申請します。

1 使用しようとする施設の範囲（場所）

（ ）

2 使用しようとする理由

避難所

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

年 月 日

旭川市長 様

アイラーセン・ジャパン合同会社
代表社員

施 設 使 用 許 可 書

申請のありました地域住民等の避難所として当社の施設を使用することについては、次のとおり許可します。

1 使用施設（場所）

（ ）

2 使用内容

避難所

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

- (1) 使用に当たっては、既設物を破損、損壊させないように注意して使用すること。
- (2) 避難所及び防災関係機関の活動拠点等での事故及びトラブル等に関しては、旭川市長が一切の責任を負うこと。
- (3) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。